

議 長 日程第4「議案第42号松田町下水道条例の一部を改正する条例」これにつきまして、産業厚生常任委員会報告を議題といたします。本案について、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 飯田一君。

産業厚生常任委員長 それでは、産業厚生常任委員会の報告を行います。平成28年12月8日、松田町議会議長 井上栄一殿。産業厚生常任委員会委員長 飯田一。産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、平成28年4月から下水道使用料について重要な課題と認識し、調査・研究を重ねてまいりました。

その後、平成28年第3回議会定例会において、「議案第42号松田町下水道条例の一部を改正する条例」について、本委員会に付託されましたので、9月13日、10月12日及び12月8日に役場4階会議室にて委員全員出席のもとに委員会を開催し、慎重に審査しましたので次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。下水道使用料の改正は平成24年第1回議会定例会において委員会付託となり、原案の改定率38%（1.38倍）を20%（1.2倍）に減額して修正可決するとともに、付帯事項として4年を目途に使用料の見直しを検討することとされておりました。この経緯を踏まえ、本委員会は環境上下水道課長及び担当者出席のもと、議案に対する質疑を含め、詳細に審査しました。

審査の結果、提案された原案の下水道使用料の改正額は、酒匂川流域下水道構成町の使用料と比較して18.7%改正するものでした。これは平成24年に修正可決した際に減額したものと、その後の社会経済情勢の変化を踏まえたものでした。よって、受益者負担の原則に基づき、維持管理費の不足分の一部を補うことが下水道会計事業の健全化を図ると判断したので、原案のとおり賛成することとしました。

なお、今後の下水道事業の経営状況、町の財政状況、社会経済情勢及び酒匂川流域下水道構成市・町の使用料の推移を考慮し、定期的に見直しを検討されたい。

以上、報告を申し上げます。

なお、私のほかに委員がございますので、不明な点がございましたらお尋ね

ください。

議

長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第42号松田町下水道条例の一部を改正する条例(産業厚生常任委員会報告)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは暫時休憩をいたします。2時10分より再開いたします。